

健康・福祉

後期高齢者医療の保険証更新のお知らせ

【保険年金課】

7月31日の有効期限満了により、後期高齢者医療の保険証（被保険者証）を更新します。

新しい保険証は「うすいオレンジ色」です。

7月中旬から順次、簡易書留郵便で郵送する予定です。

●新しい保険証について

7月1日から有効ですので、保険証が届き次第使用できます。

●現在お持ちの保険証について

これまでの「みず色」の保険証は、8月1日以降使用できません。保険年金課に返却していただくか、ご自分で処分してください。

※ご自分で処分する場合は、細かく裁断するなどして、住所や氏名などが他の人に知られないように十分注意してください。

●一部負担金の割合をご確認ください

平成31年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の人は、一部負担金の割合が3割です）。

例えば、今まで1割だった人が3割負担に変更となる場合は「3割（令和元年7月31日までは1割）」と表示されます。

●問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273



後期高齢者医療保険における限度額適用・標準負担額減額認定証について

【保険年金課】

入院・外来時の一部負担金（自己負担額）が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

限度額は世帯の所得により決定されます。なお、自己負担額が1割で住民税が課税されている世帯の人は、後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、自己負担額が限度額までとなるため、申請不要です。

●対象

- ・住民税非課税世帯に属する人
 - ・住民税課税所得145万円以上690万円未満の人
- ※すでに認定証をお持ちの人には、7月末までに新しい認定証を郵送しますので、申請は不要です。

●持ち物

- 後期高齢者医療保険被保険者証
- 認め印（代理の場合は、本人の印と代理人の印）
- 届け出される人の本人確認ができるもの

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

老人医療費支給制度について

【保険年金課】

市では、要件に該当する67歳から69歳の人を対象に、2割負担で保険診療を受けられる医療費助成を行っています。助成を受けるには申請が必要です。

●支給要件（他にも要件があります）

- 本人を含む世帯全員が、住民税非課税であること
- 世帯全員の前年の収入合計額が基準額以下であること（基準額＝1人世帯の場合100万円）。
※世帯員が1人増えるごとに40万円が基準額に加算されます。
- ※収入とは、障害年金や遺族年金などの非課税収入も含めた額です。

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

国民年金の保険料のお支払いが困難なときは

【保険年金課】

失業や経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。

保険料の免除を申請するには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が定められた基準以下であることが要件となります。ただし、離職票などで失業などを確認できた場合、離職された人の所得は除外されます。なお、失業などを理由に、所得が除外されるのは、失業などがあった年の翌々年の6月までです。

●保険料免除制度

所得に応じて、「全額免除」や「一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）」があります。※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので、ご注意ください。

●納付猶予制度（50歳未満）

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定額以下の人は、保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予制度の対象が、「30歳未満」から「50歳未満」へ拡大しました。なお、平成28年7月から令和7年6月までの時限措置です。

●免除や猶予の申請できる期間について

免除や猶予の申請できる期間は、申請年度の7月分から翌年6月分までです。なお、過去に未納期間がある場合の申請できる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までです。

●申請の受付について

令和元年度の申請受付は7月1日以降となります。

●免除や猶予された保険料について

10年以内なら、後から納付（追納）することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

●問い合わせ 保険年金課 国民年金係

国民健康保険高齢受給者証について

【保険年金課】

70歳～74歳の国民健康保険被保険者に対し、医療費の一部負担金の割合を示す「国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）」を発行しています。被保険者証とともに、医療機関などの窓口へ提示してください。

●高齢受給者証の送付

70歳に到達する人については、到達する月（1日生まれの人はその前月）の下旬に郵送します。翌月1日から使用してください。すでに高齢受給者証をお持ちの人については、7月中旬に郵送します。8月1日が更新日となりますので、8月1日から新しい高齢受給者証を使用してください。

●問い合わせ 保険年金課 国民健康保険係



介護保険料の減免手続きについて

【介護保険課】

災害や収入の著しい減少などの理由により、介護保険料を納めることが困難な第1号被保険者（65歳以上の人）には、申請により介護保険料を減免する制度があります。

●減免の対象となる理由

- 災害により、住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- 主たる生計維持者の死亡・長期入院などにより、収入が著しく減少した場合
- 生計が著しく困難な場合

上記の理由については、それぞれに該当するかどうかの基準があります。該当する理由があると思われる人はお問い合わせください。なお、災害理由を除き、申請日以降に納期が到来する介護保険料が減額の対象です。

●申請先・問い合わせ 介護保険課 ☎33-1633

令和元年度 自衛官などを募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日【一次】
自衛官候補生	18歳～33歳未満	年間を通じて受付	受付時にお知らせします。
一般曹候補生	18歳～33歳未満	7月1日(月)～9月6日(金)	9月20日(金)から22日(日)のうち1日
航空学生（航空）	高卒～21歳未満	7月1日(月)～9月6日(金)	9月16日(祝)
航空学生（海上）	高卒～23歳未満	7月1日(月)～9月6日(金)	9月16日(祝)
防衛大学校学生（推薦）	高卒～21歳未満	9月5日(木)～9日(月)	9月28日(土)・29日(日)
防衛大学校学生（総合選抜）	高卒～21歳未満	9月5日(木)～9日(月)	9月28日(土)
防衛大学校学生（一般）	高卒～21歳未満	9月5日(木)～30日(月)	11月9日(土)・10日(日)
防衛医科大学校医学科学生	高卒～21歳未満	9月5日(木)～30日(月)	10月26日(土)・27日(日)
防衛医科大学校看護学科学生	高卒～21歳未満	9月5日(木)～30日(月)	10月19日(土)

●願書請求・問い合わせ 自衛隊橋本地域事務所 ☎32-0744

人権尊重の社会づくり審議会の市民委員を募集します

市では、「橋本市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策基本方針を定めています。その基本方針の検証や見直しなどを検討するための「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」の委員を募集します。

募集要項や活動内容、作文テーマなど詳細は市ホームページをご覧ください。



●応募資格 6月1日時点で満18歳以上の市内在住の人（国および地方公共団体の議員・職員は除く）

●応募方法

応募用紙および作文を持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出（応募用紙は人権・男女共同推進室、各文化センターまたは市ホームページから入手できます）。

●募集人員 2人

●応募期間 7月9日(火)～23日(火)（土・日曜、祝日を除く）

●提出先・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室
☎33-1229 ファクス33-1665
Eメール jinken@city.hashimoto.lg.jp